

公益財団法人
全国里親会

里親だより

2017
秋号

第114号

掲載内容

巻頭エッセイ 里親養育と子どもの権利条約 * p.1
 日本政府の提出した「児童の権利に関する条約
 第4・5回報告(統合版)」を読む * p.2~
 里親家庭での虐待ケースの紹介
 里親の養育スキルの向上をどうするか * p.4~
 読者で作るコーナー④ * p.6
 各地の「養育里親の未委託率」比較 * p.7

体験談をシェアしよう!④テーマ 不登校 * p.8~
 私の養育体験⑩ 石原 京子さん * p.10~
 ホットピックス * p.12~
 おすすめの本「自分を傷つけずにはいられない
 —自傷から回復するためのヒント」
 「おかあさんのたんじょう日」 * p.16

巻頭
エッセイ

里親養育と子どもの権利条約

国連子どもの権利委員会委員 大谷 美紀子

1989年に国連総会で採択された子どもの権利条約は、子どもは、「その人格の完全なかつ調和のとれた発達のため、家庭環境の下で幸福、愛情及び理解のある雰囲気の中で成長すべきである」と述べています。この条約の下で、父母から引き離されないことは、子どもの権利として保障されており、両親が子どもを養育する責任を果たすことができるよう、国は両親を支援すべきであると定められています。

しかし、現実には、様々な理由で両親による養育を受けることができない子どもが世界中に、そして、日本にも数多くいます。このような子どもたちは、家庭に替わる養護(代替養護)を受ける権利があります。国連総会は、2009年に「子どもの代替養護に関する指針」を採択しました。指針では、家庭での養育を受けることができない子どもは、施設ではなく、家庭環境で養育されることが望ましいという基本的な考え方が示されています。里親委託は、家庭環境での代替養護として、重要な役割を担っています。

父母から分離されて里親委託などの代替養護を受ける子どもについて、子どもの権利条約は、定期的に父母と人的な関係と直接の交流を維持する権利を保障しています。また、上記の指針では、代替養護を受ける子どもの権利について詳細に述べています。中でも重要なのは、「子どもの最善の利益の原則」と「子どもが意見を聴かれる権利」です。子どもの権利条約は、子

どもは自分に影響を及ぼすすべての事項について自由に意見を表明することができ、かつ、その意見を子どもの年齢及び成熟度に従って相応に考慮される権利があると定めています。里親委託などの代替養護に関するすべての決定においても、子ども自身がその年齢や成熟度に応じた方法で、説明を受け、意見を聴かれ、意見を相応に考慮されることが求められます。

里親委託を受ける子どもの権利が条約で定められたとおりに守られ、とりわけ、子どもの最善の利益の原則や子どもが意見を聴かれる権利を実現するためには、里親が研修を受けて理解を深めること、里親が専門家による支援を受けることなどが必要になります。指針も、里親が特別の支援を受けることの必要性を述べ、里親同士の相互支援を提供し、実践と政策展開に貢献できるよう里親団体を設立することを奨励しています。全国里親会が、その活動を通じて、里親が子どもの権利条約について学び理解を深め、実践することを支援していただけることを期待いたします。



▲ 国連子どもの権利委員会に就任した
大谷美紀子さん

日本政府の提出した

「児童の権利に関する条約 第4・5回報告(統合版)」

を読む

外務省は、平成29年6月に「児童の権利に関する条約」(以下「子どもの権利条約」)の実施状況について、政府報告を国連子どもの権利委員会に提出しました。

社会的養護関係者にとって子どもの権利擁護は重要なテーマですが、必ずしも十分関心が寄せられているとはいえません。ここでは、条約の批准と遵守のための仕組み、また、代替養護に関して政府はどのように国連に報告しているか、をみていきたいと思ひます。

(木ノ内博道)

条約の批准と報告、勧告の仕組み

子どもの権利条約は1989年の国連総会において採択され、1990年に発効しました。日本は発効から4年後の1994年に批准しています。

批准すると定期的に報告が求められ、1回目は批准から2年後、その後は5年ごとと定められていますが、これらは守られてはならず、日本はこれまで3回報告をしてきて、今回は4回目と5回目の統合版を提出したわけです。この報告書の締め切りも実は昨年5月でした。国連子どもの権利委員会による報告書の審査にも時間がかかり、今後は簡略報告をしていくような形になるようです。

批准した国が定期報告をすると、子どもの権利委員会で作業部会が開かれ、事前質問がまとめられます。その後、本審査、総括所見の採択、総括所見の検討・実施、そしてまた定期報告といわばPDCAサイクルが回っていきます。

なお、子どもの権利条約に関連して3つの選択議定書があり、日本は「児童の売買、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書」「武力紛争における児童の関与に関する児童の権利に関する条約の選択議定書」の2つを批准しており、今回の政府報告ではこれらの報告もなされています。

子どもの権利についてはカバーの範囲が多岐にわたり、学校でのいじめや養育者による虐待、貧困、少年法の改正、JKビジネスなど課題が山積しています。

代替養護に関するこれまでの総括所見

これまで政府報告が3度行われ、これに対する子

どもの権利委員会からの総括所見がなされています。総括所見から、代替養護についてどのような指摘があったのかみていきましょう。

1回目の総括所見では「家庭的な代替養護の提供の強化」が指摘されています。2回目には特段の指摘はなされませんでした。3回目については「家庭的な代替養護の提供の強化」「代替養護の最低基準の順守」「代替養護現場での児童虐待への調査、被虐待者からの苦情申し立て、回復援助のシステムの確保」「すべての里親への金銭的援助の提供」「子どもの代替養護に関する国連指針の考慮」が指摘されました。

第4・5回政府報告と代替養護

第4・5回政府報告から、代替養護に関する部分を見ていきます。いずれも第3回報告の総括所見に回答する形をとっています。

まず39パラグラフで「2016年6月に児童福祉法を改正し、児童福祉審議会は、特に必要があると認めるときは、児童や家族の意見を聴くことができる旨の規定を創設した(同法第8条)」と述べています。

各論部分では、家庭環境を奪われた児童(子どもの権利条約20条)について、92パラグラフで「(a) 小規模なグループ施設のような家族型環境において児童を養育すること：2009年に、虐待を受けた子ども等を養育者の住居において養育する小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)を創設した」。

また「(b) 代替的監護環境の定期的監視、監護環境確保のための措置：施設運営の質を向上させるため、2011年9月に児童福祉施設最低基準を改正し、第三者評価及び施設長研修を義務付けた。また、

2012年3月には、児童養護施設等の運営指針や里親等の養育指針を策定した」。

そして、「(c) 代替的監護環境下における児童虐待への対応：2009年に施行された改正児童福祉法には、被措置児童等虐待の防止に関する事項を盛り込んだ。また、児童養護施設等に心理療法を行う職員を配置し、虐待等による心的外傷のための心理療法を必要とする子どもにカウンセリング等の心理療法を実施している」とあります。

「(d) 里親に対する財政的支援：すべての里親に対して、生活費や医療費、教育費等を支弁するとともに、養育里親及び専門里親に対しては里親手当て及び専門里親手当てを支弁している」。

「(e) 児童の代替的監護に関するガイドライン：各都道府県市及びその児童相談所並びに里親会、里親支援機関、児童福祉施設等の関係機関が協働し、より一層の里親委託の推進を図るため、2011年に“里親委託ガイドライン”を策定し、社会的養護においては里親委託を優先して検討するべきである。今後、各都道府県市において、2015年度から2029年度末までの15年間に、“本体施設入所児童の割合”、“グループホーム入所児童の割合”、“里親・ファミリーホームへの委託児童の割合”をそれぞれ概3分の1ずつになるよう、取り組みを進める」としています。

一時保護については106パラグラフで「児童相談所の一時保護所については第三者評価の仕組みを設けるよう、検討しているところである」としています。

報告書、代替養育の課題

この政府報告書で評価できるところも多々ありますが、課題も散見されます。たとえば、2016年の改正児童福祉法が紹介されていますが、「6. 家庭環境及び代替的な監護」の83パラグラフでは、改正前の児童福祉法の第1条が引用されています。

また、報告が3回目の総括所見に対する回答という形をとっていて、この間に起きた東日本大震災や福島原発事故などと子どもの権利擁護（孤児、遺児、子どもへの放射能汚染）などについては触れられていません。

報告書に述べられたことでも、「小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）を創設した」とありますが、これには法人型（雇用型）のものが含ま

れており、子どもの権利委員会のいう“養育者の住居において”とは異なります。

今後15年かけてそれぞれの委託率を3分の1ずつにするという目標についても、里親など家庭養育の委託率は改善をみせていません。

“代替的監護状況下における児童虐待”についても、“児童福祉法を改正した、心理療法士を配置した”では、子どもへの権利侵害に対して十分な対応をしたとはいえないでしょう。国連子どもの権利委員会からの所見では「被虐待者からの苦情申し立て、回復援助のシステムの確保」が指摘されていました。

同様の問題は一時保護への対応についてもいえず。報告では“第三者評価の仕組みを設けるよう、検討しているところである”とありますが、認識はあまいといわざるを得ません。日本の一時保護は子どもの「意思に反して強制的に」行うものであり「自由に入りのできない建物内に子どもを置く」ことを公式に認めています。これは条約37条の抑留又は拘禁にあたるものです。

近年の日本の代替養護は国連子どもの権利委員会の求める水準になるよう努力しており、それだけに、前回総括所見への回答というだけでなく、子どもの権利擁護に踏み込んだ前向きなものであってほしかったと思います。

今後の動き

今年6月に政府報告が提出された後、11月に日弁連やNGOがカウンターレポートを提出しています。代替養護については、今年8月に出された「新しい社会的養育ビジョン」を推進するための意見が述べられています。日本語版がインターネット上に公開されたらぜひご一読ください。

国連子どもの権利委員会の今後の予定は、2018年2月に会期前の作業部会、9～10月に本審査、そして総括所見（懸念と勧告）と進んでいきます。日本の代替養護の進展のためにも動きに注目していきましょう。

※「児童の権利に関する条約 第4・5回日本政府報告（日本語仮訳）」は外務省のホームページにアップされています。
<http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000272180.pdf>

里親家庭での虐待ケースの紹介

里親の養育スキルの向上をどうするか

養子縁組や里親など、家庭養育を増やしていこうとの政策が進行中です。増やすことと同時に養育の質を向上させることが里親に問われています。とくに子どもたちへの虐待は重大な権利侵害です。里親家庭で子どもがどんな虐待を受けているのか、厚生労働省の資料からみていきます。明らかに虐待だと思われるもの、しつけのつもりだったなど、さまざまですが、どんな行為が虐待にあたるのか、ぜひ里親仲間で話し合っていたきたいものです。

また、里親家庭の養育の質を高め虐待などを防止するにはどうしたらよいか、地域の里親会長にアンケートを行いましたので、その結果もご報告します。(木ノ内博道)

被措置児童の虐待防止の取り組み

被措置児童には、身体的暴力はもとより言葉による暴力や人格的辱め、無視・脅迫等の心理的虐待、セクシャルハラスメントなど、不適切なかかわりは絶対に許されるものではありません。

平成21年4月に施行された児童福祉法改正によって、「被措置児童等虐待について、都道府県市等が児童本人からの届出や周囲の人からの通告を受けて、調査等の対応を行う制度」が法定化され、『被措置児童等虐待対応ガイドライン』が作成されました。そして、厚生労働省は、届出の状況と都道府県市が対応した結果について、毎年度とりまとめて公表するとしています。これまで平成21年度から26年度まで6回発表されています。

対象となるのは児童養護施設、乳児院、一時保護所、里親やファミリーホームなどです。児童養護施設と里親を比べたり、地域によってどこに虐待が多いかなどが話題になりますが、虐待の報告の件数比較はあまり意味がないようです。関心の高いところほど件数が多く、虐待に無関心なところほど通報が少ないからです。

そこで件数は参考程度にし、虐待の内容についてお知らせしていきます。

被措置児童の虐待（里親家庭）

平成21年度から26年度までに里親家庭でどのような虐待通報があったのか、をみていくことにします。

▶平成21年度は里親とファミリーホームで9件報告されており、里親については次のようなケースが紹介されています。

・相談支援事業者から「児童が里父から叩かれている」との報告があった。

▶平成22年度は里親とファミリーホームで8件報告

されており、里親については次のようなケースが紹介されています。

・親族里親である伯父が、宿題をやらす、いうことをきかない児童に対し、顔、背中を拳で数回殴った。目の下にあざ有り。

・児童が25歳の男性と交際していることや帰宅が遅いことなどに対し、里父が自宅にて平手や拳で叩き、髪の毛を引っ張る、あごをつかむなどし、怒鳴りながら叱った。首の後ろに殴られた痕などがある。

・里親に委託されている児童が行き先も告げずに遊びに行くことが何度もあったため、本児を発見した里父が本児を殴り、児童は口の中を切り、多少出血した。また他の委託児童に対して、言葉でいってもわからない時は、お尻を叩くことなどがあった。

・施設からのホームステイ事業として里親宅に滞在していた女兒Aより、里父から胸を触られたなどの訴えがあった。また、当該里親への委託女兒Bも、里父から身体を触られたなどの証言があった。委託女兒Cは叩かれて、臀部に青あざあり。委託女兒Dは、里父から里母へのDVを目撃したと証言。

・里親委託児童Aの体に複数のあざがあり。過去に受け入れていた児童B、Cについても、同居者からの暴力を見過していた。

・里親委託されている9歳女兒に対し、同じ里親に委託されている12歳男児が、身体を触ったり叩くなどの暴力を行っていた。また、両児童ともに、里親宅では入浴や衣服の着替替えについて、十分な面倒がみられていなかった。

▶平成23年度は里親とファミリーホームで6件報告されており、里親については次のようなケースが紹介されています。

・里親が里子を叱る際に平手でたたいた。臀部や背

中に痣ができた。

- 児童の嘘などを注意する際に里親から児童2人に体罰を行った。1人はすり傷や内出血。
- 里親が、飲酒している里子を目撃し、止めるよう指導したが、応じなかったので、里子の前髪を掴んで引っ張った。
- 帰宅時間が遅れた理由を言わない児童の頬を里親が平手打ちした。
- 里親が里子に脅しめいた発言を行った。
- 里親が児童を無視したり、食事を与えなかったりと他の委託児童と差別的な対応をした。

▶平成24年度は里親とファミリーホームで7件報告されており、里親については次のようなケースが紹介されています。

- パニック（泣きわめく・物を蹴飛ばす等）を抑制するため、しつけと思い、おもちゃの剣で叩いた。
- 児童に謝らない時や言うことを聞かない時にげんこつで叩いたりした。モップの柄で児童の頭部を叩いた。
- 家の鍵を何度も紛失する児童に対して、厳しく叱責したが、反省の様子が見えないことから、家から閉め出した。児童は10日間マンションの屋上で生活していた。また、布団叩きで両足を叩いたりもしていた。
- 児童に対して、頬への平手打ちをしたり、つねったりした。
- 里子が里親家庭の悪口や事実と異なることを頻繁に口にするに腹を立て、児童の頬を平手で複数回叩いた。

▶平成25年度は里親とファミリーホームで13件報告されており、里親については次のようなケースが紹介されています。

- 里親の実子の部屋に無断で入ったと思われた自閉的傾向のある幼児に対して、事実を問いたすが認めないので、正座をさせ問い詰める。それでも事実を認めないので、幼児の太腿を3回つねった。それまでも幼児の育てにくさに体罰を行うことがあった。
- 行動上の問題があると、臀部を叩いたり、こぶしで頭部を叩いたりする行為があった。また、真っ暗な浴室に閉じ込めたり、再度施設に戻すと脅した。約束事を書いた紙を部屋に貼って、復唱させた。（平成24年度以前の通告事案）
- 夕食準備中にしきりに食事を催促する幼児の臀部に調理中のフライパンを故意に押し当てた。泣き声を上げる幼児を風呂場に連れて行って冷やし、常備薬を塗る応急処置をとったが、病院への受診はなかった。（平成24年度以前の通告事案）
- 風呂やトイレで便を漏らした幼児に対して「このお尻が悪い」とつねったり、叩いたり、耳をひっぱって自分の方を向かせたりした。臀部に爪痕が数十箇

所あり、全身に表皮剥離や擦過傷があった。叩かれたことが原因と思われる鼓膜穿孔もあったが、他の児童との喧嘩もあり、原因の確認はできなかった。

- 幼児の頬を叩く、泣くまで足を蹴る、スリッパで頭を叩くなどの行為を毎日行っていた。背中を強く押したため、壁に頭をぶつけて瘤を作った。
- 幼児に対して暴行を加え、死亡させた。（平成24年度以前の通告事案）
- 児童の部屋から菓子の包装や給食の残飯等が出てきたので、問い詰めるが、「覚えていない」と言うだけだった。里親の実子が「もう我慢の限界」「このまま嘘を突き通すなら、これから叩く」「叩かれたら近所の家に助けを求めなさい」と前置きをして児童の顔を複数回平手で叩いた。その場にいた里親ならびに家族は実子の行為を止めなかった。児童は実子の言葉に促され、家を出るが、夜には家に戻った。
- 部活動でトラブルがあった児童に部活を辞めるように説得したところ、児童が拒否したことに対して、里親は複数回児童を叩いた。
- 「間違ったことを認めて謝る」「返事をする」などをしつけるために、叱る際に叩いたり、髪の毛を引っ張ったりした。また居室に一日中閉じ込めたり、「出て行け」「帰れ」「好きで預かったわけではない」などの言葉を投げつけた。
- 児童を朝夕、外に出したり、怒鳴ったりした。

▶平成26年度は里親とファミリーホームで8件の報告があり、里親については次のようなケースが紹介されています。

- 児童の嘘に対し腹を立て、里父が自分の車の中で児童を1回殴ってケガをさせた。
- 授業中、上級生に小石を投げたことを里母が学校から聞き、里母は強く叱り頭を叩いた。また石を投げられるのがどんなに怖いかと、児童に対して石を投げるフリをして見せた。
- 里父の妻が、児童の帰宅が遅かったことを理由に、左頬を平手打ちした。拳骨で叩く・首を絞める・腹部を殴る等の暴行を行った。
- 里母が児童に対して脅迫的な言い方をしたため、児童が萎縮して泣き出した。
- 部屋に里親が来て、身体を触わり、写真を撮った。

養育の質を高めるために

地域の里親会長を対象に、里親の養育の質を高めるための施策など、アンケートを行いました。

まず、どんな取り組みをしているのかを聞いたところ、研修会や里親サロン、各種親睦会などをあげていました。こうした施策が効果を上げているか聞いたところ、

「座学なので効果は限定的」（東京養育家庭の会・岩手県里親会）、「手探り状態」（さいたま市里親会）、「発達障害や二次障害の子どもの養育に役立っている」（千葉市ひまわり会）、「質の向上より里親が挫折しないようにしている」（横須賀市里親会）、「子どもの年齢にあわせた研修が必要」（さがみの里親会）、「研修を体系化する必要がある」（北海道里親連合会）、「事例研究の研修会があるとよい」（長崎県里親会）などの意見がありました。「里親が孤立しないことが大事」、「研修会参加者が同じ顔触れ」という回答も複数ありました。

里親の養育の質を向上させるための課題を聞いたところ、「里親認定のハードルを上げる」（群馬県里親会）、「LINEのグループを作って情報交換をしている」（北海道函館地区里親会）、「我流の養育ではうまくいかない」（和歌山県里親会）、「未委託の期間が長く当初の熱意が冷めてしまう」（高知県里親連合会）、「具体的な資質向上の内容が把握できない」（新潟県里親会）、「児童相談所の個人情報保護が強くてどこにどんな子が委託されているのかわからない」（名古屋市親和会）、「実子を育てた経験や里

親の経験則だけでは要保護児童の思いに届かない」（鳥取県里親会）、「就労している里親が多く研修や会議に欠席者が目立つ」（島根県里親会・千葉市ひまわり会）、「不調によって委託解除になったケースなどの学習会」（宮崎県里親連合会）などの意見がありました。

自由欄には「不調になった里親のフォローアップが必要」（宮崎県里親連合会）、「児童相談所、支援者、里親会などが連携して取り組むこと」（北九州市里親会）、「里親家庭に対する地域の理解が必要」（鳥取県里親会）、「支援者が子どもと触れ合っていない。これでは質の向上は望めない」（東京養育家庭の会）、「社会から里親も子どもも見守られ認めてもらうことが大事」（浜松市里親会）、「関係機関や学校とのトラブルが増加している。単に多くのシステムを作るより、児童相談所の職員などが対応力を磨いてほしい」（北海道里親連合会）などの意見がありました。里親家庭に対する社会的認知の必要性について触れている意見が複数ありました。

お忙しいなかアンケートにお答えいただいた地域の里親会長の皆様、ありがとうございました。

読者で作る コーナー ④

読者が質問して読者が答えるコーナーです。

里親活動する上で気になっていることを質問としてお寄せください。また質問に対するご意見やアドバイスも募集します。どちらもメール、ファックス、手紙で「里親だより・読者で作るコーナー係」と明記してお送りください。また一部文章に手を加える場合がありますので、ご了承ください。

今回は前号に掲載した質問に、以下の通りご意見が集まりました。他にもさまざまな考えがあると思います。あくまで参考例としてご活用ください。なお、いただいたご質問・ご意見はすべて取り上げるとは限りません。（船矢佳子）

Mail info@zensato.or.jp FAX 03-3404-2034
住所 〒107-0052 東京都港区赤坂9-1-7-857

●委託前の交流期間について、どう思いますか

Q1 委託前に施設（乳児院・児童養護施設等）に通って交流しますよね。みなさんはどれくらいの期間通い、どんな内容でしたか。うちは幼稚園の子でしたが、4か月の交流期間中は遊びの相手ばかり。もう少し世話の仕方を教えてもらいたかった。でも施設職員には何も言えませんでした。

A1 うちは乳児院で1ヶ月の交流期間でした。内容は、子どもに顔を覚えてもらうために一緒に遊んだり、お世話したり。あわただしくて職員に質問するどころではなかったけれど、交流中は子どもの負担も大きいので、短くてよかったと思います。以前はその施設でも半年とかすごく長い交流期間だったようですが、関係者の努力の結果、短くなったそうです。

A2 3歳だつた男の子と交流しました。子育て未経験だったので、わからないことばかりの上、「適性があるかどうか施設の職員から見られている」ような気がして緊張しました。ただ施設は日によって違う職員に会えます。それぞれの人から子どものエピソードを聞け、いろんな側面を知ることができ、興味がわいて質問しやすくなり、子育てについても教えてもらえました。

今回の質問は

外国籍の子

外国籍の幼児を育てています。名前（カタカナ）や外見が日本人とは異なるため、初対面の人にもいろいろ質問されます。同じ経験を持つ方、何か工夫していることがあったら教えてください。

各地の「養育里親の未委託率」比較

10月は里親月間でした。里親を増やそうと各地でイベントやチラシ配布などが行われました。もちろん里親を増やしていくことは大事なのですが、現在登録はされていても子どもが委託されていない、いわゆる「未委託里親」が目立つことはあまりありません。

もしも未委託里親が多いということであれば、現在の里親が活用されていないというだけでなく、これから里親を希望する人にとっても、とても気になることではないでしょうか。また、せっかく登録しても委託されないことがないのであれば、あきらめて辞退していくケースも多いと思われます。それは自治体にとっても、登録時の研修を行いながら子どもを委託しないなら、お金の無駄遣いになってしまうでしょう。

そこで、福祉行政報告例（平成28年3月末現在）から、養育里親の登録数と委託数から未委託の割合を地域別にグラフにしてみました。最も未委託里親率が高かったのは岐阜県（83.3%）。次いで島根県（81.9%）、山形県（81.7%）、京都市（80.4%）、愛媛県（80.2%）と続きます。未委託率が8割を超える県市が5つありました。2割の養育里親しか稼働していないのはとても残念なことです。

では、未委託率が低い都道府県（市）はどこでしょうか。最も低いのは横須賀市（35.0%）。次いで大阪市（39.1%）。この2地域が3割台です。4割台は5つあり、静岡市（41.9%）、東京都（43.8%）、沖縄県（48.2%）、広島市（49.2%）、大阪府（49.6%）です。

養育里親の未委託率は最も高いところで83.3%。最も低いところで35.0%ですから48.3%もの開きがあります。ちなみに全国平均は36.0%です。

里親家庭にはさまざまなことが起こります。祖父母の介護が始まった。里親が病気になってしまった。仕事の関係で失業や転勤ということもあるでしょう。実子が思春期を迎えて子どもを受け入れるのが心配、ということも。また、里親自身が高齢化して子どもを受け入れられないまま登録を続けているということも考えられます。

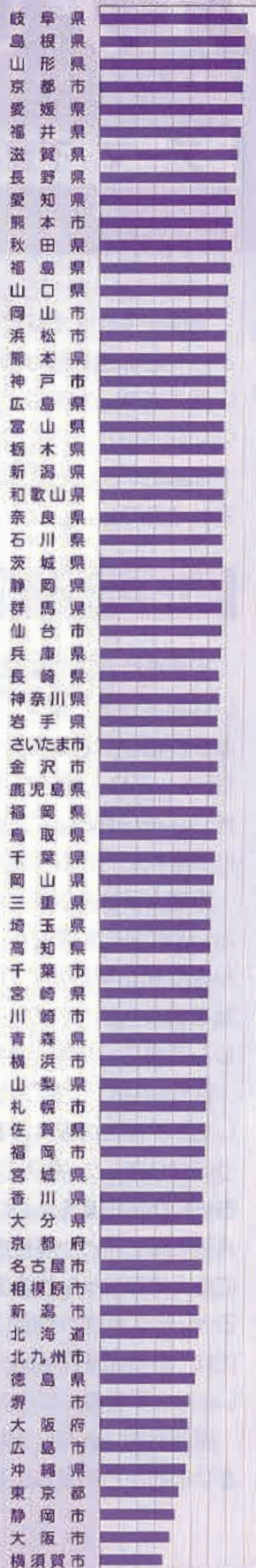
であれば、受け入れが可能で現在待っている状態の未委託里親の「見える化」をやってみてはいかがでしょうか。現在何らかの理由で子どもを受け入れることができない場合は「お休み中」とするのです。

未委託率が高いということは、里親制度の機能不全を起こす危険性もあります。里親の新規開拓だけでなく、どうしたら未委託里親を減らせるか、取り組んでみることも大事なことだと思います。（木ノ内博道）

都道府県市	養育里親の認定及び登録里親数	児童が委託されている養育里親数	養育里親の未委託率
岐阜県	132	22	83.3
島根県	94	17	81.9
山形県	71	13	81.7
京都市	56	11	80.4
愛媛県	96	19	80.2
福井県	43	9	79.1
滋賀県	158	36	77.2
長野県	125	29	76.8
愛知県	323	77	76.2
熊本市	36	9	75.0
秋田県	39	10	74.4
福島県	136	36	73.5
山口県	141	39	72.3
岡山市	53	15	71.7
浜松市	77	22	71.4
熊本県	73	21	71.2
神戸市	90	26	71.1
広島県	124	36	71.0
富山県	67	20	70.1
栃木県	211	63	70.1
新潟県	133	40	69.9
和歌山県	99	30	69.7
奈良県	88	27	69.3
石川県	39	12	69.2
茨城県	168	52	69.0
静岡県	237	74	68.8
群馬県	96	30	68.8
仙台市	99	31	68.7
兵庫県	302	96	68.2
長崎県	80	26	67.5
神奈川県	204	67	67.2
岩手県	135	45	66.7
さいたま市	150	50	66.7
金沢市	27	9	66.7
鹿児島県	83	28	66.3
福岡県	133	45	66.2
鳥取県	65	22	66.2
千葉県	357	125	65.0
岡山県	88	31	64.8
三重県	140	52	62.9
埼玉県	456	170	62.7
高知県	40	15	62.5
千葉市	48	18	62.5
宮崎県	95	37	61.1
川崎市	95	37	61.1
青森県	109	43	60.6
横浜市	101	40	60.4
山梨県	121	48	60.3
札幌市	195	79	59.5
佐賀県	44	18	59.1
福岡市	107	44	58.9
宮城県	97	41	57.7
香川県	52	22	57.7
大分県	132	56	57.6
京都府	61	26	57.4
名古屋市	98	42	57.1
相模原市	51	22	56.9
新潟市	49	22	55.1
北海道	454	204	55.1
北九州市	54	25	53.7
徳島県	47	22	53.2
堺市	34	17	50.0
大阪府	113	57	49.6
広島市	61	31	49.2
沖縄県	170	88	48.2
東京都	512	288	43.8
静岡市	74	43	41.9
大阪市	87	53	39.1
横須賀市	20	13	35.0

●未委託の養育里親の割合

0 10 20 30 40 50 60 70 80 90



体験談を シェアしよう!

4 テーマ 不登校

フリースクールなどが増え、学校に通わない子どもたちの選択肢は以前よりは充実してきたように見えます。実際はどうなのでしょう。里親の中にも不登校児を抱える人たちがいます。不登校になると、子どもとの関係や里親の生活は、どう変わのでしょうか。

「行きしぶり」が前兆

不登校はある日突然起きるのではなく、たいていは前兆があります。朝起きられなくなる、頭やお腹が痛いなど、理由をつけて学校を休みたがる「行きしぶり」がそれです。最初に行きしぶりが起きて、一日休み、二日休み、その後何かのきっかけで学校に行けなくなります。

里親A子さんは10年ほど前に里親登録をしました。ほどなく乳児院から1歳5か月の女の子Dちゃんを受託しました。Dちゃんはさまざまな試行動を起こしましたが、A子さんは彼女を大切に慈しんで育て、無事小学校に入学しました。

Dちゃんは1年生の頃は元気よく学校に通っていましたが、2年生の夏休み明けから、急に登校をしぶるようになりました。担任の先生がとても熱心な人で、Dちゃんが登校するためにいろいろ動いてくれたので、A子さんも何とか登校させようと努力しました。それに応じてDちゃんも頑張っけて学校に通いました。ところが2年生が終わる頃、クラスで友達ともめて大喧嘩になった後、Dちゃんは「(学校に)行きたくない」と言い出し、不登校になりました。現在は4年生です。

里親B男さんは、3歳で乳児院から受託したE君が2年前から不登校になりました。E君は今、中学

里親ひとりひとりの養育経験はささやかですが、いくつか集まれば貴重なノウハウになり、他の里親の養育に生かすことができます。今回は子どもの不登校をテーマに、2人の里母と1人の里父が貴重な体験を話してくれました。(船矢佳子)

1年生ですが、小学校5年生の後半から行きしぶりが始まり、6年生の前半で学校に行けなくなりました。きっかけは望んで引き受けた学校行事の大役を、うまく果たすことができなかつたことです。中学進学後も登校したのは数日だけで今に至ります。

里親C美さんの場合は、10年前児童養護施設から5歳で受託したF君でした。小6の終わり頃から同級生との人間関係につまずき、行きしぶりが始まりました。頑張っけて小学校はどうか卒業、中学校も1か月くらいは通いましたが、ある授業で教師から叱責を受けたことが引き金になり不登校に。以来、時々登校しては休み続ける生活を繰り返し、3年生になった今ではまったく行かなくなりました。受験も近いので将来に対する不安も出てきています。

フリースクールに行けばいい?

子どもたちは家でどういう生活をしているのでしょうか。

不登校になると必ずと言っていいほど、生活が不規則になり昼夜逆転の生活が始まります。「朝行く場所がないのでどうしても寝坊するようになり、好きな時間に起きて好きな時間に寝るという生活になりました」(B男さん)。「不登校になって半年は外出することができず、家でゲームや動画ばかり。その後も少しずつ外出できるようになりましたが、夕方以降にこっそり出かける感じで、基本的に家にこもってゲームでした」(C美さん)。

朝は登校する子どもの声が聞こえたり、登校できない自分を突き付けられるため、起きたくない。かといって平日の昼間に歩くのも人目が不安で



できない。子ども自身も苦しくて仕方がないので。逃避するかのように、家でゲーム、動画、DVD、ラインなどにのめりこんでいきます。

最近では彼らの居場所として、フリースクールや適応指導教室などが各地で用意されるようになりました。そのせいか不登校になるとすぐ「フリースクールは？」と勧める人もいます。しかし「不登校になった直後にフリースクールの話をしましたが、見学すら行きませんでした。すでに通っている子どもたちがいて、その中に入る勇気がなかったようです。」(C美さん)。直後は本人の葛藤も強く何も考えられません。しばらくたつと少し落ち着いてくるので、フリースクールなどを考えるのはそれからです。「フリースクールを探し、実際に通いだしたのは不登校になって2年後くらい。中学生以上が対象のところが多く、小学生向けが少なく探すのに苦労しました」(A子さん)。「不登校になって1年以上が過ぎた頃、担任の先生が別室登校、フリースクール、適応指導教室の3つの選択肢を教えてくださいました。子どもは見学のとき、たまたま誰もいなくて静かだった適応指導教室を選びました」(B男さん)。

里親の生活も孤立化しやすい

子どもが家にひきこもると里親の生活も変わってきます。生活リズムの乱れた子どもとずっと向き合うため、ストレスも相当なもの。「中学生男子が昼間からゴロゴロ寝ていたり、へんな時間に起きてご飯を要求してくる。そんな姿を毎日見るとイライラしました。子どもが一番つらいのはわかります。でも私も一人の時間が全くなり、気の休まる暇がありませんでした」(C美さん)。「小学生を一人で留守番させるわけにもいかないので、子どもが不登校になってから常に私は自宅待機状態。外出できず、サロンすら行けず、孤立せざるをえませんでした」(A子さん)。問題が家庭の中にこもるため、外からは見えにくく、周囲からもほっておかれやすくなります。その分里親の負担が大きく増すのです。

こんな時、どうしたらいいのでしょうか。

「ずっと一緒では里親も子どもも疲れます。まずはレスパイト先の確保」と語るのはA子さん、C美さん。

そのうえで「問題を抱え込まずにすむよう、適切な相談先を見つけること」(B男さん)。B男さん夫婦はE君の委託当初から、子どもも含めて定期的に児童相談所とのカンファレンスを重ねてきました。「その関係が役に立ちました。児相も子どもの様子をよくわかっているし、不登校になってからは面談の頻度を上げて一番多い時は週1くらいでフォローしてくれました」(B男さん)。C美さんの助けになったのはスクールカウンセラーでした。「家庭訪問や私の相談にもってもらいました」(C美さん)。「地域の学童向け施設にお世話になりました」というのはA子さん。相談したら子どもの特別なニーズにも対応してくれたそうです。不登校は今では研究も進み、ネットで検索すると回復までの道のりなども出てきます。でも渦中にいる里親には今どの段階にいるのか判断が難しく、今後の方針を決めるのは至難の業。この先どうしていくのか、見たてる専門家の存在が必要です。

子どもへの理解が深まる

不登校はつらいが子どもへの理解は深まったと、3人の里親は口をそろえます。「不登校になって在宅時間が増えるから、どうしても今まで気づけなかった子どもの面が見えてくる。E君は喧嘩の仲裁に入ったり、意外と気遣いのできる子だったんですね。だからこそ対人関係で疲れてしまうんだと気づきました」(B男さん)。「家にいる分F君はしっかり自分を見つめて、過去のつらい記憶を語れるようになりました。ゲーム三昧の傍らで趣味の幅も広げていました」(C美さん)。

A子さんは不登校2年目に入る頃、Dちゃんが学校に戻ることはもうないだろうと覚悟を決めました。「通常の学校システムに合わない子なんだと思います。本人の力を無理やりみんなに合わせるのではなく、この子に合った道を探していこうと思いました」(A子さん)。最近Dちゃんは赤ちゃん返りのようにA子さんに甘えてくるそうです。「何をしても子どもに変化が現れず、万策尽きた時はつらかったです。でもそれでも一緒にいるしかなかった。子どもを理解するしかなかった。だから乗り越えられたのだと思います」(A子さん)。

私の 養育体験

石原 京子さんに聞く
(富山・富山市)



▲ 石原京子さん。里子Cが遺した愛犬と一緒に

里親、工芸作家として 里子の人生と向き合う

石原京子さんは夫の弘美さんとともに、1970年代後半から約30年にわたって里親を務め、12人の里子を育ててきました。多い時は10人の大家族を切り盛りしていたこともあります。

また、工芸作家として創作活動に打ち込んできました。今も地元の里親会では新米の里親さんへ助言を惜しまず、学童保育などにも携わっています。ベテラン里親として、長年の経験を語っていただきました。

(ライター・若林朋子)

沢田美喜さんの著書を読んで福祉の道へ

鹿児島県南さつま市出身で、4人きょうだいの長女として生まれました。高校時代、エリザベス・サンダースホームを創設し、2000人近くのさまざまな国の孤児を育てた沢田美喜さんの著書「黒い肌と白い心」を読んだことが「福祉に携わりたい」という選択につながりました。高校卒業後に上京して一般企業に勤めましたが、障害児施設の職員に転職しました。社会福祉主事と保育士の資格を取るために、夜間は専門学校へ通いました。卒業後は都内の障害児の施設や神奈川県内の児童養護施設で勤務し、23歳で結婚しました。

神奈川から富山へ転居

「実子を2人産んでから里親になりたい」と思っていました。しかし、30歳前後になっても子宝に恵まれなかったため、里親登録をしたのです。すると児童相談所から「施設になじめないAちゃんを委託したい」と連絡がありました。親から虐待を受けた経験のある子でした。当時、私たちは横須賀市内で暮らしていたので、Aを1学年10クラス以上もある大規模な小学校に通わせることになりましたが、なかなか学校になじめません。「小さな学校でのんびりと過ごさせてやりたいね」

と夫婦で話していたところ、たまたま友人を訪ねた先の富山市(当時は大沢野町)が気に入り、1980年に移り住みました。

不登校児、知的障害児も一緒に

里親として過ごした30年間は里子だけでなく、不登校児、知的障害児、非行に走った子なども受け入れてきました。夕方に電話が鳴ると、ドキドキしたものです。「また、うちの子、何かやったかも」と気をもみました。学校や警察に出向いて謝罪をしたことも一度や二度ではありません。

これまで我が家と縁があった子は二十数人になりませぬ。18歳を過ぎていても学生や、就職して自立するためのお金をためている子には「20歳までいいよ」と言って同居してきました。今も女の子が1人います。数年前に里親登録をやめた後は富山県里親支援機関事務局で勤務し、ほかの里親さんの相談に乗ってきました。

里親になって以来、大家族が当たり前で、時間に追われる日々でした。家事・育児のかたわら、85年ごろから趣味で始めた木彫を今まで続けています。嵐のような子育てに行き詰まりを感じた時、とにかく手を動かしていると、気が楽になります。木彫は肉体労働。必死にやっていると、頭が空っぽになって、「遊んでいる」という感覚に浸ることができます。木に触れることで、癒されているという実感も得られます。

亡くなった実母の居場所を

作品のテーマが里子と深くつながっていることもありました。1993年の日展出品作「ここへ」は、Bの心境に寄り添って作ったものです。Bは姉、母と暮らしていましたが、母親が40代で病死しました。姉の方は我

が家に来て大きな変化はなかったのですが、Bは現実を受け止めかねていました。そこで、「お母さんのための居場所を作ろう」と、椅子を彫り始めました。

当時、姉は高校3年生、Bは中学3年生で、受験を控えていました。母親は「この子を残して死ねない」と思ったはず。無念の思いで亡くなった母親に共感したことが創作のきっかけで、供養でもありました。Bの手元に母の位牌と遺影はありましたが、姉弟が住んでいた家は壊されたので、仏壇を持ってくることができませんでした。

椅子を作ったことは、Bが我が家になじんでいく過程で三つの効果をもたらしてくれました。まず、Bが「親の死によって人生が激変することに対する理不尽な思いや不安に、周りの大人が共感してくれている」と安心してくれたこと。そして、私たちはBの母が遺した子育てへの情熱を引き継ぐことができました。さらには、Bが実親とのつながりを求める気持ちを、椅子に託せたことです。

自死した里子の思い出を込め

2008年の日本新工芸展出品作『かなしみの池』は、自死した里子のCを思い出して彫った作品です。Cは独立後、結婚したものの離婚していました。ある日、「うつかもかもしれない」と電話してきたので、「病院について行こうか?」と言いました。とはいえ「自覚しているくらいだから、それほど切羽詰まった病状ではない」と判断し、すぐに受診はしませんでした。Cは精神的に不安定な状態だったにもかかわらず「母と姉に会いに行く」と言って遠出し、連絡が途絶えてしまったのです。

深夜に電話が鳴り、慌てて出ようとしたら切れてしまいました。後にそれはCが自ら命を絶った時間帯だったことが分かりましたが、どんな思いで死を選んだかは分からないまま。Cの人生に寄り添い、齢を重ねていくのが当然だと思っていたので、それを断ち切られた悔しさが残りました。



▲ 石原さんの工芸作品『ここへ』

感情を引きずらないように

「ものづくり」とはもともと、ある感情を形にする作業です。私の場合はたまたま、子どもに関わる時間が長いので、それがテーマになったのでしょう。Cの場合、創作は解決になりませんでした。私にとってのけじめにはなりました。どうにもならない感情を引きずらないようにすることはできたように思います。

今、里親さんの話し相手になるだけでなく、地元の学童保育のお手伝いをしています。4日間も同じ服を着続けている子が気になり、母親にそれとなくメッセージを送るのですが、反応は薄い。結局、「目の前にいる子と一緒にいる間にできることをするしかない」と思う日々です。

古希を前に自身の経験を振り返って感じるのは、「福祉に携わりたいという願いを里親になることでかなえ、工芸作家としても存分に創作を続けられた喜び」です。幸せな人生だと思います。時には夫や子どもたちに「しばらく一人にして」と言って部屋にこもり、作品と向き合いました。それを許してくれた家族に感謝しています。

自分の欲求や悩みを押し殺さない

子育て真っ最中の里親さんに助言できるとすれば、次の2点だと思います。「自分の世界を持とう」「愚痴を言い合える仲間を作ろう」と。したいことがあれば我慢しないでほしいのです。また、周囲の保護者に悩みを打ち明けられないことがあるかもしれません。でも自分の欲求や悩みを押し殺さないでほしいのです。子どもの表面に出ている感情や行動が、その子のすべてではありません。問題行動を起こす子でも素直さはあり、品行方正な子が我慢していたりもする。大人も子どももいろんな感情を抱えているので、100%をさらけ出して親子が向き合うとしんどくなります。親子ともども、息抜きしたり、信頼できる人に話を聞いてもらったりしながら歩いていくことが大切です。



ホットトピックス

全国里親大会を京都で開催

今年で第62回となる全国里親大会が、9月30日(土)・10月1日(日)に京都で開催されました。参加者はボランティア・スタッフや子どもも含めて約800人。

式典の後、厚生労働省家庭福祉課長の成松英範氏による行政説明。あわせて文部科学省から日本学生支援機構の給付型奨学金の説明。そして法政大学現代福祉学部教授の湯浅誠氏による基調講演「子どもの貧困と社会『われらの子ども』をはぐくむために」がありました。

翌日の午前中は6つに分かれての分科会。午後は全国里親会の特別企画シンポジウム「これからの家庭養護のあり方～改正児童福祉法の理念を踏まえて～」。

8月に取りまとめられた「新しい社会的養育ビジョン」を中心に関係者が熱い意見を述べました。

厚生労働省が組織改編を行いました

厚生労働省は、7月に雇用均等・児童家庭局を2つに分け、子育て支援を担う「子ども家庭局」と、働き方改革を担う「雇用環境・均等局」としました。

「子ども家庭局」では、総務、保育、家庭福祉、子育て支援、母子保健の各課を設置。このうち、「子育て支援課は、保育・子育て人材の確保対策や施設整備、児童相談所を所管、子育てと仕事の両立支援に向けたハード・ソフトの一体的な整備を行えるようにし、虐待防止対策、放課後児童対策、待機児童対策、ひとり親家庭支援、里親制度をはじめとする社会的養護などの推進を図る」としています。

措置費などが変更になりました

厚生労働省は9月15日付で「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金交付要綱等の改正点及びその運用について」を地方自治体に向けて発出しました。

それによると里親への措置費(1人・1か月)は、乳児57,290円⇒58,310円・乳児以外49,680円⇒50,570円。

里親手当(同)は、1人目72,000円⇒86,000円・2人目以降36,000円⇒43,000円。

専門里親手当(同)は、1人目123,000円⇒137,000円・2人目以降87,000円⇒94,000円。

特別育成費(入学時特別加算費年額保護単価)は61,030円⇒61,090円。一時保護委託費(一時保護

委託児童1人当たり日額)は4,040円⇒4,500円となりました。

厚生労働省の概算要求

厚生労働省の概算要求(平成30年度)が8月31日に公表されました。

里親に関連する予算としては、以下の項目に計上されています。

①里親支援事業の充実

里親制度の普及啓発による新規里親のリクルート、里親と児童とのマッチング、委託児童に係る自立支援計画の策定、委託後の相談支援等を行う里親支援事業について、「新規里親登録件数」や「新規里親委託件数」に応じた加算を設定するとともに、親子関係再構築に向けた実親との面会交流支援を新たに加えることにより、包括的な里親支援体制の更なる充実を図る。

②里親制度・特別養子縁組制度の普及促進

里親制度の普及促進のため、様々な広告媒体を活用して広報啓発を行う里親制度等広報啓発事業について、特別養子縁組制度についての広報啓発を加えることにより、両制度の社会的認知度を高める。

性的マイノリティの子どもへの対応について

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課は、各地方自治体の各主管課に向けて「児童養護施設等におけるいわゆる「性的マイノリティ」の子どもに対するきめ細かな対応の実施等について」という通知を発出しました。「児童養護施設等」には里親も含まれ、より個別的・専門的な対応が必要となっており、性的マイノリティの子どもにも丁寧な対応が求められる、としています。

この通知に具体的な例示はありませんが、文部科学省の通知には次のような支援が学校において必要だとしています。

服装：自認する性別の制服・衣服や、体操着の着用を認める。

髪型：標準より長い髪型を一定の範囲で認める(戸籍上男性)。

更衣室：保健室・多目的トイレ等の利用を認める。

トイレ：職員トイレ・多目的トイレの利用を認める。

呼称の工夫：校内文書(通知表を含む)を児童生徒が希望する呼称で記す。自認する性別として名簿上扱う。

授業：体育又は保健体育において別メニューを設定する。

水泳：上半身が隠れる水着の着用を認める(戸籍上男性)。補習として別日に実施、又はレポート提出で代替する。

運動部の活動：自認する性別に係る活動への参加を認める。

修学旅行等：1人部屋の使用を認める。入浴時間をずらす。

九州の豪雨被害にお見舞い

前号でもお知らせしましたが、台風第3号及び梅雨前線による大雨について、被害に遭われた里親家庭に対し、全国里親会では、家屋一部損壊等の被害状況に応じて、前例により「全国里親会こども救援基金」からお見舞金を差上げました。福岡県里親会里親家庭3世帯見舞金合計12万円。

里母の会、山口市で開催

8月26日(土)、27日(日)、山口市で全国里親会・里母の会の第1回里母の集い研修会が開催されました。岩手から沖縄までの約150名の参加者(お子さんを同伴しての方々もいらっしゃいました)が、社会的養護児童と向き合う里母として意見交換し、新たな学びと出会いをする場となりました。来年は仙台市で開催予定です。

社会的養育専門委員会が開催されています

10月6日(金)に、第44回社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会が開催されました。これまで委員会の名称は社会的養護専門委員会でしたが、今回から社会的養育専門委員会に変更となりました。全国里親会からは評議員の吉田菜穂子さんが委員となっています。

「新しい社会的養育ビジョン」の具体的な取り組みなどが検討されることになっています。

日本学生支援機構の給付型奨学金、平成29年度の採用状況

今年度から、日本学生支援機構では、経済的理由により進学を断念せざるを得ない者の進学を後押しするため、大学(学部)、短期大学、専修学校(専門課程)に進学した者、及び高等専門学校3年次から4年次に進級した者を対象とした「給付型」の奨学金制度を創設しました。

平成29年度に大学などに進学(進級)した者の募集、及び各大学などからの推薦受付を、4月から8月にかけて行いました。発表によると、採用されたのは2,502人。そのうち社会的養護を必要とする人は350人(大学164人、短大49人、高等専門学校6人、専修学校131人)でした。

七五三に助成が行われます

(株)ジェイ・ストーム(レコード・映画制作会社)からの寄付によって、里親家庭、ファミリーホームなどで生活する子どもたちを対象に、1人3万円を限度に、七五三のお祝い金を支給してくれることになりました。問い合わせは社会福祉法人全国社会福祉協議会まで。

里親の日(10月4日)に各地でチラシ配布

10月は里親月間。各地で里親開拓の活動が行われました。とくに10月4日(水)の里親の日には奈良県のNPO法人日本子ども支援協会が作成したハートの形をしたチラシ(NTTドコモの助成)が各地で配られました。同協会の岩朝しのぶさんに実施状況を教えていただきました。

「One Love 全国一斉里親制度啓発キャンペーン」

47自治体、113ヶ所が参加

岩朝しのぶ

今年度はハートチラシ45,000枚を制作し、配布日を4日だけに決めず、2週間程度の柔軟性を持たせて「参加してもらう事」に重点をおきました。

昨年、「のぼりなどがあると良かった」、「里親会の問い合わせ先を入れて欲しかった」との声をいただき、今年度のチラシには各地域の問い合わせ先を入れられるようにスペースを作りました。これは大変効果があったようで、早速問い合わせがありました、という里親会が多くありました。

そして新たにハートチラシと同じカラーで可愛い「のぼり」を作りました。こののぼりが全国から「とても良かった」と好評でした。まず、遠目に見ても何をやっているかが一目でわかるということでした。のぼりの効果があつてか、今年は「予定時間よりも早く終わってしまった。来年はもっと欲しい」「若い人が受け取ってくれる」「他のチラシより目立つ」というご意見がとて多かったです。

しかし、タイミング的に今年は衆議院選挙でメディアがそっちに動いてしまい昨年よりも新聞などの掲載が少なかったように思います。それでも、佐賀県、山梨県、大阪市、大阪府、奈良県、福井県、群馬県では新聞がキャンペーンを取り上げ、掲載してくださいました。その他、県内ニュースで奈良県と山梨県が取り上げられて放送されていました。

奈良市長や大阪府枚方市長もご協力くださり、山梨県でも県議会議員が共に配ってくださったようです。その地域の首長や議員の参加により、より一層の周知が出来るような気がします。

もう一つ、いただいている感想としては「里親会、児相職員、福祉課、支援員、施設など、一つになって協力して実施することが出来た」という声がいくつかありました。自治体の関係者が一つになっ

て推進していく材料になれたことは企画冥利に尽きます。

多くのみなさまが一つの大きなOne Loveとなり、子ども達の未来を切り開いていけるのではないかと考えています。多くのご参加ありがとうございました。今後ともどうぞよろしくお願い申し上げます。

公益財団法人全国里親会委員会体制

(平成28年12月1日～平成30年11月30日)

統括委員長

河内 美舟：全国里親会 会長・/山口県里親会長
社会福祉法人同朋福祉会理事長、ともの園ケアグループ総合園長・専門里親

第三者委員

委員長 渋谷 幸夫：全国公益法人協会特別顧問
委員 愛沢 隆一：元 公益社団法人日本社会福祉士会副会長
委員 高橋 温：新横浜法律事務所弁護士23946、成年後見人・NPO法人子どもセンターてんぼ理事
委員 磯部 裕子：磯部裕子税理士事務所所長

里親委託等 推進委員会

委員長 河内 美舟：全国里親会 会長、山口県里親会長、社会福祉法人同朋福祉会理事長、
ともの園ケアグループ総合園長
副委員長 津崎 哲郎：全国里親会副会長・関西大学客員教授・NPO法人児童虐待防止協会理事長
委員 小林真理子：全国里親会理事、山梨英和大学副学長
委員 相澤 仁：全国里親会理事、大分大学福祉健康科学部教授
委員 上鹿渡和宏：全国里親会評議員、長野大学社会福祉学部教授
委員 太田 正一：一般社団法人北海道里親連合会 会長
委員 田中 貞美：北海道ブロック長、札幌市里親会会長

業務運営委員会 (中長期ビジョン 推進委員会含む)

委員長 小田切則雄：山梨県きずな会会長
委員 梅原 啓次：全国里親会評議員、大阪市里親会会長、専門里親
委員 捧 智宏：公益財団法人児童育成会両立支援事業部部長
委員 都留 和光：全国里親会評議員、社会福祉法人二葉乳児院院長
委員 鶴飼 一晴：全国里親会評議員、社会福祉法人唐池学園理事長
委員 糸永真利子：長崎県里親会会長
委員 森金 穰：石川県里親会会長
委員 柴田 寿子：愛知県里親会連合会会長

広報委員会

委員長 本多 洋実：全国里親会副会長、神奈川県里親会会長
委員 吉田菜穂子：全国里親会評議員、福岡県里親会副会長
委員 木ノ内博道：千葉県里親家庭支援センター理事長
委員 八文字喜久夫：茨城県里親連合会会長
委員 京川 誠：茨城県里親連合会副会長、ファミリーホーム、イラストレーター

全国里親会が厚生労働大臣に要望書

全国里親会の河内美舟会長は10月20日（金）、厚生労働省を訪ね「子どもの家庭養育推進に関する要望書」を渡しました。内容は下記の通りです。

平成28年改正児童福祉法において、家庭における養育が困難又は適当でない場合の「家庭と同様の環境における子どもの養育」の推進が明確にされたところであり、感謝申し上げます。

「新しい社会的養育ビジョン」を踏まえ、今後、より一層里親委託を推進していく必要があることから、次の事項を要望いたします。

1 里親制度の体制と普及、促進について

- 家庭養育推進の理念を明確にし、新しい社会的養育ビジョンの骨格を示されたことを評価する。しかしながら年次計画の遂行に無理が生じる可能性があり、関係者との調整など十分な環境整備に努められるとともに、随時、進捗状況の評価と対応を考慮されたい。
- 子どもの人権を守るという里親制度の原点から啓発を図り、広く国民に広報を図られたい。
- 特に教育関係者の里親制度の理解を図るべく、厚生労働省と文部科学省の連携を今後とも密に図られたい。
- 希望する全ての里親子の措置延長を図られたい。また、社会的養護自立支援事業による支援継続を広く適用されたい。
- 特別支援学校高等部卒業後の障害者総合支援法の事業を利用する場合、措置延長に配慮されたい。
- 「里親」の呼称を里親制度専有とし、犬や猫等に使用できないよう図られたい。また、里親証明書を発行されたい。
- 他県に里親が転居した場合、転居先で新たに登録、認定講習が必要となることを廃止し、継続的に里親活動ができるよう図られたい。
- 乳児委託を進めるために、乳児院と里親との併行措置を認めること。また、里親家庭と実親家庭の併行措置的な対応による里親家庭と実親家庭が協力できる仕組みを構築されたい。

2 里親支援と子どもの支援について

- 発達障害やPTSDの調査・研究を推進し、実効性のある子育てを進められるよう対策を講じられたい。併せて、臨床心理士・児童精神科医の関与する支援体制の整備を図られたい。
- 実親による親権の主張によって子どもの利益が損なわれないよう、児童相談所等の指導の強化・徹底を図られたい。

- 児童福祉司の異動が多く専門性が蓄積していかない、継続性を確保されたい。

3 里親委託費・手当等の充実について

- マッチング時の子どもとの交流等に要する経費の支給を図られたい。
- 被虐待児、広汎性発達障害児、身体障害児を委託する場合は、施設、専門里親と同様の委託費の特別加算を図られたい。
- 障害児の受け入れに際して家屋の改造などの経費を支給すること。
- 3才未満児の就園前通園であるプレ幼稚園費の支給を図られたい。
- 2人目以降の里親手当について、家庭養育への貢献度を考慮し増額を図られたい。
- 高校生の部活経費、通学に要する費用、模擬試験代、受験料、スマホ経費等を特別育成費の別枠あるいは実費で支給すること。
- 就職支度金は、措置解除時に就職した場合に支給されるため、措置中（あるいは措置延長中）に就職した場合には支給されない。就職支度金の改善を図られたい。
- 社会的養護自立支援事業において、諸経費を着実に支給すること。
- マッチングや、特に専門研修や離島等宿泊を伴わざるを得ない研修に伴う交通費などの経費を支給すること。
- 矯正治療を医療費の対象にされたい。

4 里親会活動への支援

- フォスタリング機関の創設、充実も重要であるが、里親が集まる各里親会を充実させることも重要である。里親支援機関として認定し運営費の補助をすること。
- 里親会で行っている里親の孤立化防止のための事業：里親サロン等の開催費用、里親虐待防止・養育技術等の研修の開催費用を助成すること。
- 全国里親会、国等が主催する研修会・研究会への参加費、旅費等を里親の場合は個人負担していることから、人材（里親）育成費として助成すること。

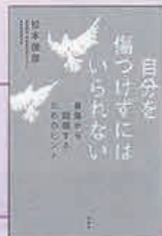
5 その他

- 里親への委託調整においては、広域に調整できる仕組みを検討されたい。
- 里親の不調ケースについての検証の仕組みと、その知見を共有できる仕組みを検討されたい。
- 養子縁組にかかる民間斡旋機関の研修に当たっては、とりわけ真実告知の重要性を認識するよう求められたい。
- 週末里親や季節里親の制度化を推進されたい。

● おすすめの本 ●

自分を傷つけずにはいられない ―自傷から回復するためのヒント

松本俊彦著 2015年2月発行 講談社 269ページ 定価1,500円+税



里親である私からのおすすめの一冊です。

里親のところには、いろいろな子どもたちがやってきます。その中のひとりA子は激しい自傷を繰り返しました。何とかしてあげたいけれど、何もできない無力感と、その行為を受け止める重さに、しんどさを感じていた頃にこの本に出会いました。

この本は、基本的には自傷する当事者に向けて、やさしい言葉で、わかりやすく書かれています。また、周囲の人に「理解と共感」を持ってサポートして欲しいという願いも込められていますので、心の問題に関してまったくの素人である里親にもよくわかるように書かれています。

具体的な事例が多く、それまで「わけわからん」「なにやってんねん」としか考えられなかった行動も、丁

寧に説明され、「そうだったのか」…と納得できるようになり、理解も深まりました。

理解ができたからといって、なんとなかなるわけはありませんが、少なくとも、受け入れることはできるかもしれません。

最後に、最終章のもくじの一部を紹介します。

詳しくは、本文参照で…

- 「自傷をやめなさい」はやめてください
- 自傷の肯定的な面を確認したうえで共感しましょう
- エスカレートに対する懸念を伝えましょう
- サポーターも助けを求めてください

鶴丸 富子

！ おかあさんのたんじょう日

マージョリー・フラック著 光吉夏弥訳・編 1980年11月発行 岩波書店
定価640円+税



『おかあさんだいすき』（岩波の子どもの本・640円+税）という絵本に収録されている「おかあさんのたんじょう日」をご紹介します。幼児向けの読み聞かせにとってもいい本だと思います。

男の子のダニーがお母さんの誕生日にプレゼントをしようと思立ちます。でもなにをあげたら喜んでくれるか分かりません。

そこでダニーはいろいろな動物に聞いて回ります。めんどり、がちょう、やぎ、ひつじ、めうし。動物たちはそれぞれ提案をしてくれますが、それらは家にあるものばかりです。

めうしは、森にすむクマに聞いてみたらと提案します。それではみんなで行こうとダニーは誘いますが、怖がって誰も一緒に来てくれません。ダニーは一人で森に入っていきます。“うおう”と吠える大きなクマは、私は何もあげるものがないよ、と言います。で

もいいことを教えてあげようと、ダニーを抱っこしてひそひそ。それはとてもいい、とダニーは急いで家に帰ります。

お母さんに、プレゼントが何か当ててみて、といいますが、お母さんは分かりません。ダニーはお母さんの胸に飛び込んでいきました。クマは、ハグをプレゼントするといいわ、と教えてくれたのでした。もちろんお母さんは大喜び。

聞く動物が少しずつ大きくなって、最後に大きくて怖そうなクマ。クマにものを尋ねるのは冒険です。きつこうした冒険をしないと愛は手に入らないものなのでしょう。それにしても、プレゼントがハグだなんてすばらしいですね。読んであげながら、読み手も思わず「私も愛しているよ」と言いたくなることでしょう。

木ノ内 博道

編集
後記

●養育里親登録している人のうち未委託の人がどのくらいいるのか見ていたら、8割を超える養育里親が未委託、という地域がありました。活用してくれなければ開拓しても意味がありません。（木ノ内）
●子どもの進学先が決まったと思ったら、入学手続きの段階で「保証人」が必要だと判明。今は高校によっては「保証人」が必要なのですね。自立の時だけの問題ではないのだと学習しました。（船矢）

里親だより 第114号 発行日 平成29年11月20日 発行：公益財団法人 全国里親会 発行人：河内 美舟

編集人：本多 洋実 編集：木ノ内 博道・船矢 佳子 印刷所：株式会社あーす

〒107-0052 東京都港区赤坂9-1-7-856 電話 03-3404-2024 FAX 03-3404-2034 <http://www.zensato.or.jp/> E-mail info@zensato.or.jp